

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続きのお知らせ

## ○児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給される手当です。

### ▼すでに受給されている方

児童扶養手当を受けている方は、毎年8月中に「児童扶養手当現況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送しますので、期間内に忘れずに提出してください。

### ▼新たに申請される方

手当を受給するためには、認定請求(申請)が必要です。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合がありますので、該当する方は、お早めに申請してください。

### ▼対象者

次のいずれかに該当する18歳になった後の最初の3月31日までの児童(障がいの程度によって20歳まで)を監護・養育している方

・父母が婚姻を解消した児童  
・母が未婚の児童

・父または母が死んでいた児童  
・父または母の生死が明らかでない児童

・父または母が一定程度の重度の障がいのある児童など  
※ただし、対象者の状況によっては支給されない場合もあります。

### ▼申込み・問合せ こども未来課

☎ ⑦6959

## ○特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体が中程度以上の障がいの状態にある児童を監護する父母または、その児童を養育している方に支給される手当です。

### ▼すでに受給されている方

特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月12日から9月11日までの間に「特別児童扶養手当現況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送します。対象の方には、通知を郵送しますので、期間内に忘れずに提出してください。

### ▼新たに申請される方

手当を受給するためには、認定請求(申請)が必要です。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合がありますので、該当する方は、お早めに申請してください。

### ▼対象者

精神または身体が中程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護する父母または、その児童を養育している方

※ただし、児童が児童福祉施設等に入所しているときなど、状況によって手当を受けられない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

### ▼申込み・問合せ こども政策係

☎ ⑦6959

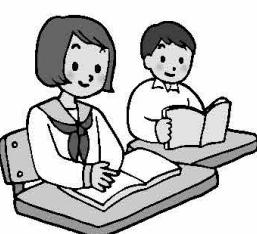
## 参加者募集「大人プログラミング寺子屋」

新しい学習指導要領が告示され、平成32年度から小学校でプログラミング教育が必修化されます。

町教育委員会では、昨年度からさまざまなイベントを通じてプログラミング体験の普及活動を実施しているところですが、今年度は町在住の成人を対象とした寺子屋方式の講座を4回開催します。

興味のある方であれば、プログラミング未経験の方でも参加できますので、ぜひお申し込みください。この講座を受講された方が、学校サポート等として活躍します。

## 中学生学力アップ事業 指導者募集



### ▼内 容 夏季休業中の中学生対象の学習会での指導とコーディネート

度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護する父母または、その児童を養育している方

程度  
賃金 時給1,300円(通勤費込み)

▼申込み 7月18日(火)までに履歴書

持参のうえお申し込みください。  
採用決定 面接実施後、本人に通知します。

▼その他 教員免許所有者、経験者を優先します。詳細については、お問い合わせください。

▼問合せ 学校教育課学校教育係

☎ ⑦6922

されるよう進めていきます。

▼日 時 ①7月5日(水) ②8月2日(水) ③8月31日(木) ④9月29日(金) 各日午後7時~

▼場 所 文化センター視聴覚室

▼定 員 各回20名~30名程度

▼参加費 無料

▼持ち物 ノートパソコンまたはi Pad/i Phone

▼申込み 電話でお申し込みください。その際、持参端末について確認します。

▼問合せ 学校教育課  
☎ ⑦6922